

# 行政情報システム仮想化基盤更新業務委託事業候補者募集要項

## 1 目的

当業務は、現行の仮想化基盤の更新に際して、限られた期間内で現行の仮想化基盤を IaaS 環境に移行することが求められます。そのため、実施事業者には各種情報システムに関する専門知識及びそれを基に実施計画を実施する能力が必要です。情報システムに関する高度な専門的知識及び業務に対する豊富な経験を有するとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢をもつ事業者を選定し、委託することが必要となるため、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

## 2 業務概要

### (1) 件名

行政情報システム仮想化基盤更新業務委託

### (2) 業務内容

現在の行政情報（住民情報系）システム仮想化基盤のハードウェアについては、平成 26 年の導入から 5 年を経過し、平成 31 年度に保守期限終了による更新期限を迎えます。仮想化基盤の更新に際して、区が物理機器を所有しない環境（IaaS サービス）による更新を実施し、効率的・効果的な運用を実現します。具体的な業務内容は、区が指定するデータセンター内への IaaS 環境構築、現行の行政情報システム仮想化基盤で稼動している各業務システムのデータ移行、新システム等に対するリソースの払い出し等です。

### (3) 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

※平成 32 年度以降もサービス利用予定

### (4) 事業規模

初年度（平成 31 年度） **659,000 千円（税込）** までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

(1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続

- 開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 「【別紙 1】提案要求仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、別紙 2 行政情報システム仮想化基盤更新業務委託事業候補者選考方針を参照）。

#### 4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	平成 30 年 12 月 25 日（火）から 平成 31 年 1 月 11 日（金）午後 5 時まで
参加表明書提出期限	平成 31 年 1 月 11 日（金）午後 5 時まで
提案要求仕様書に対する質問受付期限	平成 31 年 1 月 15 日（火）午後 5 時まで
質問一斉回答	平成 31 年 1 月 18 日（金）
提案書等提出期限	平成 31 年 1 月 25 日（金）午後 5 時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	平成 31 年 2 月 12 日（火）
第二次審査（プレゼンテーション）	平成 31 年 2 月 21 日（木）
第二次審査結果通知	平成 31 年 2 月 22 日（金）
契約手続き	平成 31 年 3 月 20 日（水）以降
業務委託開始	平成 31 年 4 月 1 日（月）

#### 5 配布書類等

(1) 配布場所

「14 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

平成30年12月25日（火）から平成31年1月11日（金）まで

※午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

平成30年12月25日（火）から平成31年1月11日（金）まで

(3) 配布書類

**プロポーザル実施関係**

① 募集要項

② 【別紙1】提案要求仕様書

（この書類はホームページに掲載しません。参加表明書等提出時に直接配布します。）

③ 【別紙2】行政情報システム仮想化基盤更新業務委託事業候補者選考方針

**提出資料関係**

① 【様式1】質問書

② 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書

③ 【様式3】共同事業体構成書

④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状

⑤ 【様式3-3】委任状

⑥ 【様式4】見積書

⑦ 【様式5】行政情報システム仮想化基盤更新業務委託プロポーザル参加辞退届

## 6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

平成31年1月15日（火）午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「14 担当・連絡先」までメールで提出してください。

(3) 回答方法

平成31年1月18日（金）までに、全ての参加申込者にメールで送付します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

## 7 参加表明書等の提出

(1) 提出受付期間

平成30年12月25日（火）から平成31年1月11日（金） 午前9時から午後5時まで

(2) 提出先・提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 8階 総務部情報政策課情報政策担当

TEL 03-3578-2063

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

- ① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）
- ② 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書
- ③ 【様式3】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ。
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ。
- ⑤ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことわかるもの（該当企業のみ）がある場合はその写しを1部  
※該当する場合のみ。「9 事業候補者の選考と審査」参照。

(5) 提出部数

1部

## 8 提案書等の提出

(1) 提出受付期間

平成31年1月15日（火）から平成31年1月25日（金） 午前9時から午後5時まで

(2) 提出先・提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所 8階 総務部情報政策課情報政策担当

TEL 03-3578-2063

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

- ① 【様式4】見積書
- ② 【任意様式】提案書

(5) 提出部数

正本1部、副本8部

※提出資料は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。

ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R等 **1枚**

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

(6) 留意事項

ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 提案書は総ページ数50ページ以内とします。片面刷り、両面刷りいずれでも可とします。また、専門用語はJIS規格に準拠し、一般的でない用語を用いる場合は、用語集の作成、用語の定義の追加等により説明を加えてください。

## 9 事業候補者の選考と審査

別紙2 行政情報システム仮想化基盤更新業務委託事業候補者選考方針のとおり。

## 10 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
  - ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合。
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
  - (3) 提出書類等の返却はいたしません。
  - (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
  - (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
  - (6) 提出された提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
  - (7) 選考された提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
  - (8) 提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
  - (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
  - (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式5】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

## 11 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。本業務の提案終了後は速やかに返却してください。複製する場合は必要最低限とし、原本と同様に管理するとともに、本業務の提案終了後は裁断等の機密保持措置を講じたうえで、速やかに廃棄してください。電子データは完全に消去してください。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) FAX等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、平成31年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

## 12 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

## 13 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

## 14 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区総務部情報政策課情報政策担当（区役所8階）

電話：03-3578-2063 FAX：03-3578-2069

メールアドレス：minato000@city.minato.tokyo.jp

様式1

## 質問書

会社名	
部署名	
氏名	
tel	
e-mail	

No	ドキュメント名称	ページ	質問内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

行政情報システム仮想化基盤更新業務委託  
プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書

(あて先)港区長

平成 年 月 日

事業者名

所在地

代表者職・氏名

印

担当者氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

表記業務について公募型プロポーザルに参加したく、下記のとおり参加資格の審査を申請します。なお、本申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

参加資格内容	申請内容
① 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること	参加資格を有する・参加資格を有しない
② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと	規定に該当しない・規定に該当する
③ 経営不振の状態にないこと	経営不振の状態にない・経営不振の状態にある
④ 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日16港政契第238号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。	措置を受けていない・措置を受けている
⑤ 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。	措置を受けていない・措置を受けている
⑥ 仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること	有する・有しない

区内に本店や支店・営業所を置かない区外事業者は、原則として、区内事業者と共同すること ※区内事業者又は区外事業者が区内事業者と協働してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します。	区内事業者・共同する・共同しない
--	------------------

※いずれかを○で囲んで下さい。

※各要件は参加表明書提出時点を基準日とします。なお、本件プロポーザル実施期間中またはプロポーザルによる選考後契約締結日までの間において、いずれかの要件を欠くことになった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、または契約を締結しない場合があります。

裏面あり



#### 「機密保持に関する事項」

区が提供する資料等は、情報セキュリティに関する事項を含むため、以下のとおり取扱います。

- ①「港区情報安全対策指針」、「港区個人情報保護条例」及び「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」を遵守します。
- ②本業務の提案のみに使用し、他の用途には使用しません。本業務の提案終了後は速やかに返却します。
- ③善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理し、情報が申請者以外に漏洩することがないようにします。
- ④複製する場合は必要最低限とし、原本と同様に管理するとともに、本業務の提案終了後は裁断等の機密保持措置を講じたうえで、速やかに廃棄します。
- ⑤万一、外部に流出した場合は、申請者が責任をもって回収します。

年 月 日

(あて先) 港区長

申請者 共同事業体の名称

## 共同事業体構成書

共同事業体名	
共同事業体所在地	
代表事業者名	
代表者職氏名	
所在地	
構成事業者1の名称	
代表者職氏名	
所在地	
構成事業者2の名称	
代表者職氏名	
所在地	
構成事業者3の名称	
代表者職氏名	
所在地	

※記入欄が足りない場合は、行の追加等を行い、提出してください。

年 月 日

(あて先) 港 区 長

申請者 (共同事業体の代表団体)

共同事業体名

所在地

代表事業者名

代表者職氏名

印

## 共同事業体協定書兼委任状

事業候補者として申請するため、公募要項に基づき共同事業体を結成し、港区との間における下記事項に関する権限を代表事業者に委任して申請します。なお、本事業候補者となった場合は、各構成事業者は業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行等に関して詳細な協定を取り交わしたうえで、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称			
共同事業体の所在地			
共同事業体の代表事業者 (受任者)	構成事業者 (委任者)		
所在地		所在地	
事業者名		事業者名	
代表者職氏名	印	代表者職氏名	印
構成事業者 (委任者)	構成事業者 (委任者)		
所在地		所在地	
事業者名		事業者名	
代表者職氏名	印	代表者職氏名	印
共同事業体の成立、解散の時期及び委任期間	平成 年 月 日から当該業務履行後3ヶ月を経過する日まで。解散の時期は、構成事業者全員の同意をもって延長することができます。ただし、当共同事業体が本件事業の事業候補者とならなかった場合は、ただちに解散します。また、当共同事業体の構成事業者の脱退又は除名については、事前に区の承認がなければこれを行うことができません。		
共同事業体の代表事業者の権限	1 事業候補者選考の申請に関する件 2 区との本件業務の契約に係る見積もり及び契約締結に関する件 3 代金の請求及び受領に関する件 4 その他契約手続に関する件		
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡いたしません。 2 本協定書に定めのない事項については、構成事業者全員により協議することとします。		

※共同事業体の構成が4以上となる場合はこの様式に準じて構成事業者欄を増やして作成してください。

(共同事業体編成用)

# 委 任 状

平成 年 月 日

港 区 長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

私は、下記の者を代理人と定め、下記業務に関する次の事項を委任します。

所 在 地

受 任 者 商号又は名称

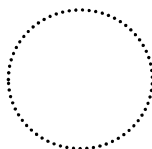
役職及び氏名

1 業務件名 \_\_\_\_\_

2 委任事項

- (1) 共同事業体編成に関する事。
- (2) 事業候補者選考の申請に関する件
- (3) 区との本件業務の契約に係る見積もり及び契約締結に関する件
- (4) 代金の請求及び受領に関する件
- (5) その他契約手続に関する件

受任者使用印鑑



## 【見積書】

件名	行政情報システム仮想化基盤更新業務委託
----	---------------------

会社名			
住所		電話番号	
担当者名		E-MAIL	

見積日		見積有効期限	
-----	--	--------	--

## 行政情報システム仮想化基盤サービス提供に係るライフサイクルコスト

平成 年 月 日

会社名  
所在地  
電話  
代表者

印

## 1 構築経費

項 目	内 容	金額 (税抜き)	金額 (税込み)	積算根拠 (人月)
(1) プロジェクト管理	プロジェクト全体の管理、定例会参加等に掛かる費用			
(2) 行政情報システム仮想化基盤設計・構築	仮想化基盤の要件定義及び設計・構築に掛かる費用			
(3) 行政情報システム仮想化基盤運用設計・構築	仮想化基盤の運用設計・構築に掛かる費用			
(4) 行政情報システム移行	新仮想化基盤への行政情報システム移行計画・設計・移行実施に掛かる費用			
(5) その他	その他、上記以外に発生する費用			
合 計		0	0	

## 2 サービス利用料

項 目	内 容	金額 (税抜き)	金額 (税込み)
(1) 行政情報システム仮想化基盤利用料	CPU/メモリ/ディスク/OSバックアップ等		
(2) ソフトウェア利用料	ライセンスソフト、ウィルス対策ソフト等		
(3) 運用・保守業務	バックアップ、監視、ヘルプデスク等		
(4) その他 (内容欄に簡潔に記入すること)			
合 計		0	0

## 3 合計

項 目	内 容	金額 (税抜き)	金額 (税込み)
(1) 構築経費		0	0
(2) サービス利用料		0	0
合 計		0	0

## 【留意事項】

- 本様式に記入した経費は、評価の対象とする。
- 記入した金額は、随意契約を締結する際の基礎資料とする。
- 経費の掛からない項目は、金額欄に「0」と記入すること。
- 値引きがある場合には、値引き後の価格を記入すること。別紙を添付する場合も同様とする。
- 値引き価格の記入をしないこと。
- 「1 構築経費」は、行政情報システム仮想化基盤サービス提供環境構築及び業務システム移行作業に係る費用とする。
- 「2 サービス利用」は、行政情報システム仮想化基盤サービス提供に係る費用とする。
- 消費税の計算は、平成31年9月まで8%、平成31年10月から10%とすること。
- 「1. 構築経費見積り内訳」の内訳欄には項目に該当する実施内容を記入すること。内訳欄が不足する場合は行を追加すること。
- 各メニューの単価は契約期間中原則として変動しないことを前提とすること。
- 「2. サービス利用料内訳」の内訳欄には項目に該当する実施内容を記入すること。内訳欄が不足する場合は行を追加すること。
- 「1. 構築経費見積り内訳」と「2. サービス利用料内訳」の項目名は変更しないこと。
- サービスレベルを考慮した経費を記入すること。  
※「行政情報システム仮想化基盤更新業務委託事業候補者募集要項」参照。

1. 構築経費見積り内訳

※各項目へは税抜き金額を入力してください。

項目	内訳	対応期間 (月)	対応工数 (人月)	単価、 人月単 価	見積総額	備考 (詳細)
<b>(1) プロジェクト管理</b>						
1.1 プロジェクト管理	プロジェクト全体の管理、定例会参加等に掛かる費用					
小計					0	
<b>(2) 行政情報システム仮想化基盤設計・構築</b>						
2.1 仮想化基盤設計	仮想化基盤の要件定義及び設計に掛かる費用					
2.2 仮想化基盤構築	仮想化基盤環境の構築に掛かる費用					
小計					0	
<b>(3) 行政情報システム仮想化基盤運用設計・構築</b>						
3.1 仮想化基盤運用設計	仮想化基盤の運用設計に掛かる費用					
3.2 仮想化基盤運用環境構築	仮想化基盤の運用環境構築に掛かる費用					
小計					0	
<b>(4) 行政情報システム移行</b>						
4.1 行政情報システム移行計画・設計	新仮想化基盤への行政情報システム移行計画・設計に掛かる費用					
4.3 行政情報システム移行	新仮想化基盤への行政情報システム移行に掛かる費用					
小計					0	
<b>(5) その他</b>						
5.1 その他	その他、上記以外に発生する費用					
小計					0	
合計					0	
消費税					0	税率10%
総計					0	





行政情報システム仮想化基盤更新業務委託プロポーザル  
参加辞退届

平成 年 月 日

(あて先) 港 区 長

提出者) 本社所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

標記業務のプロポーザルに基づく選考への参加を辞退いたします。

辞退理由

(連絡先) 担当者所属 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_